

珠洲市監査公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定により、市の課室等について、令和4年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果を次のとおり公表する。

令和5年2月27日

珠洲市監査委員 田 畠 邦 章
珠洲市監査委員 三 益 三千三

第1 監査の概要

1 監査の対象

(1) 市長の事務部局

総務課（危機管理室・行財政改革推進室）、企画財政課（自然共生室・まちづくり相談室・奥能登国際芸術祭推進室）、市民課（市民相談室）、税務課、環境建設課、福祉課（地域包括ケア推進室、健康増進センター）、産業振興課（雇用相談室・獣害対策室・陶芸センター・珠洲焼館）、観光交流課（ラポルトすず）、会計管理課、総合病院（地域医療連携室・地域医療対策室）

(2) 教育委員会の事務部局

教育委員会事務局（文化創造室、珠洲焼資料館、市民図書館）

(3) 議会の事務部局 議会事務局

(4) 農業委員会の事務部局 農業委員会事務局

(5) 選挙管理委員会の事務部局 総務課

(6) 監査委員の事務部局 監査委員事務局

2 監査を執行した委員

田 畠 邦 章
三 益 三千三

3 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年12月31日までの各課（室・局）の財務に関する事務、事業の執行状況並びに経営に係る事業の管理及び実施状況（ただし、必要に応じて令和3年度以前の事務事業を含む）。

4 監査の実施期日

(1) 帳簿等審査 令和5年1月17日（火）から2月2日（木）まで

(2) 監 査 令和5年2月3日（金）、6日（月）、7日（火）、9日（木）及び13日（月）

5 監査の実施場所

市役所4階会議室及び珠洲市総合病院講義室

6 監査事項

(1) 財務に関する事務事業の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

(2) 分掌する事務事業のうち必要と認めるもの

(3) 前回監査における意見、要望、改善等に係る是正状況等

7 監査の手続

各課（室・局）から事前に監査事項に関する書類等の提出を求め、監査委員事務局において、関係書類との照合、計数等について書類審査を行った。

監査当日には、所管の課（室・局）長及び担当職員の出席を求め、監査資料及び証拠書類等について詳細な説明を聴取して監査を実施した。

第2 監査の結果

いずれの課室等においても、財務に関する事務と事業の執行状況は、法令、条例、規則等の規定に基づき、概ね適正に執行されていると認められた。